

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年3月27日

【事業年度】 第8期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 イー・アクセス株式会社

【英訳名】 eAccess Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安井 敏雄

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

【電話番号】 03-3588-7200

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼経理本部長 山中 初

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉱ビル

【電話番号】 03-3588-7200

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼経理本部長 山中 初

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第8期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

(訂正前)

当社が目標とする、永続的な利潤の追求と企業価値の最大化を図るためには、経営と業務の全般にわたり高い透明性と客観性及び実効性を備えたコーポレート・ガバナンスの構築が重要であると認識しております。

<省略>

なお、当社の全ての社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、金300万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担する、というものであります。

当社定款において、取締役の員数は5名以上15名以下とされています。その選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行われ、また、その解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議をもって行われます。

<省略>

(訂正後)

当社が目標とする、永続的な利潤の追求と企業価値の最大化を図るためには、経営と業務の全般にわたり高い透明性と客観性及び実効性を備えたコーポレート・ガバナンスの構築が重要であると認識しております。

<省略>

当社の全ての社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、金300万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担する、というものであります。

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役又は監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該取締役又は監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役又は監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令で定める額を限度として取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役が職務の執行にあたって期待される役割を十分に発揮することを可能とすることを目的とするものであります。

当社定款において、取締役の員数は5名以上15名以下とされています。その選任決議は、株主総会

において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行われ、また、その解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議をもって行われます。

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款で定めており、同条項の定める株主総会の特別決議要件を緩和しております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により、市場において行う取引又は公開買付けの方法により、当社の発行する株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。これに加え、当社は、会社法第454条5項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めております。これらは、剰余金の配当等の決定を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

<省略>